

函館市パブリックアート委員設置要綱

(設置)

第1条 うるおいとやすらぎ，豊かさを感じられる魅力ある公共空間の創出を図り，文化の薫り高い都市の創造に資することを目的として，パブリックアートの設置に関し広く意見を聴くため，函館市パブリックアート委員（以下「委員」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員は，次に掲げる事項について，調査研究し，意見を述べるものとする。

(1) パブリックアートの設置計画

(2) その他パブリックアートの設置に関して必要な事項

(委員の定数等)

第3条 委員の定数は，5人以内とする。

2 委員は，学識経験等のある者のうちから市長が選任する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は，2年とする。ただし，委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会議)

第5条 市長は，必要に応じ，委員を招集して会議を開くことができる。

2 会議に座長を置く。

3 座長は，委員の互選により定める。

4 座長は，会議の議長となる。

5 座長に事故があるとき，または座長が欠けたときは，座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 委員に関する庶務は，都市建設部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，都市建設部長が定める。

附 則

この要綱は，平成10年8月10日から施行する。